

ドイツにおける同性婚導入

平成 30 年 4 月 18 日受付

渡 邊 泰 彦*

要 旨

ドイツでは、2017年10月1日から同性婚が導入された。同性カップルは2001年から登録パートナーシップを行うことができたが、保守政党（CDU / CSU）とメルケル首相は、同性婚を拒絶していた。6月中旬まで、同性婚法が国会で可決される展望はなかった。その状況は、1週間で急激に変化した。

本稿では、急激な変化の背景を、新聞、雑誌、連邦議会議事録における政治家の発言から明らかにした。

キーワード：同性婚，ドイツ，SOGI，LGBT，メルケル政権

- 1 はじめに
- 2 同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律
- 3 2017年4月までの状況
- 4 2017年6月
- 5 連邦議会採決
- 6 抽象的規範統制の申立て
- 7 連邦議会選挙
- 8 同性婚の締結数
- 9 おわりに

1 はじめに

ドイツは、2017年10月1日から、同性婚を導入した。2001年にオランダが世界で初めて同性婚を導入してから15年以上、2013年に認めたアメリカ合衆国、イギリス、フランスからも4年遅れての導入であった。しかし、ドイツが同性カップルの法的承認に消極的であったのではない。

2001年に婚姻に劣後する効力のみを有する生活パートナーシップ（Lebenspartnerschaft）を導入してから、2005年1月施行の生活パートナーシップ法改訂法により当事者間の関係については婚姻とほぼ同等の権利と義務を有することになり、連れ子養子縁組も認められた¹。その後、遺族年金、税法における婚姻と生活パートナーシップの間の違いが連邦憲法裁判所により違憲とされ、両者の違

* 京都産業大学法学部

いはより少なくなっていた²。それでもなお、親子関係については相違が残されていた。

判例により生活パートナーシップの効果が婚姻に近づけられる一方で、立法の場では同性婚導入について野党より法案が提出されたものの可決されることはなかった³。生活パートナーシップ法導入前に、連邦憲法裁判所 1993 年 10 月 4 日決定は⁴、婚姻とは共同生活に向けられた男性と女性の間の合意であるとして、同性カップルによる婚姻は認められないと結論づけた。その理由の 1 つに、異性であることがもはや特徴的な意義を与えられなくなるほど婚姻の理解が基礎から変化したという十分な論拠が示されていないことを挙げていた。2001 年にオランダで同性婚の導入、ドイツで生活パートナーシップ法の施行と、婚姻の理解が基礎から変化したともいえる状況になっていた。しかし、メルケル政権の与党ユニオン（キリスト教民主同盟（CDU）とキリスト教社会同盟（CSU））は同性婚に反対の立場を堅持し、連立を組む社会民主党（SPD）（第 1 次、第 3 次メルケル内閣）、自由民主党（FDP）（第 2 次メルケル内閣）は、同性婚導入に積極的でありながらもユニオンの同意を得られないことから、政府から法案を提出することができなかった。野党のときには同性婚導入に積極的でありながら、ユニオンと連立し与党となると反対するという、苦しい立場に立たされていた。

そのような状況は、2017 年 6 月下旬に一変し、同性婚の導入が 6 月 30 日に連邦議会で可決された。同性婚導入を推し進める新たな論拠が現れたわけではない。同性婚への賛否の論拠は、2015 年 9 月 28 日に連邦議会法務・消費者保護委員会（以下、法務委員会と略する）で行われた公聴会ですでに出尽くした感があった⁵。

本稿では、2015 年 9 月 28 日から後の状況、とりわけ連邦憲法裁判所 2017 年 6 月 14 日決定以降の推移、政治的背景を立法資料、報道記事から明らかにしていく。同性婚導入に消極的であった政権がどのような理由から変わらざるを得なかったのか、日本における同性婚導入に何らかの示唆を与えるものであるのかを検討していく。

2 同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律

2017 年 7 月 20 日に「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律（Gesetz zur Einführung des Rechts auf Eheschließung für Personen gleichen Geschlechts）」⁶が成立し、同月 21 日公布、10 月 1 日から施行された。

同法は、民法、生活パートナーシップ法、身分登録法、トランスセクシュアル法、民法施行法の改正を含み、同性カップルに婚姻締結を認めるとともに、生活パートナーシップの新規登録を認めない⁷。

民法 1353 条（婚姻上の生活共同体）1 項 1 文は、旧 1 項 1 文の「婚姻は、終生にわたり締結される。」から次のように改正された。

「婚姻は、異性又は同性の 2 人の者により終生にわたり締結される。」

同性登録生活パートナーシップを設定している当事者は、生活パートナーシップの廃止と婚姻の締結という 2 つの手続を経なくても、生活パートナーシップ法に 20 条 a⁸、身分登録法 17 条 a⁹により

婚姻に転換することができる。

生活パートナーの権利と義務については、生活パートナーシップを婚姻へ転換した後も、生活パートナーシップを設定した日が基準となり続ける。

その他に、トランスセクシュアル法では、名の変更が効力を生じない場合から、7条1項3号「申立人が民法第1310条第1項の宣言をして婚姻を締結すること」を削除する。つまり、自認する性別に適した名を変更したトランスセクシュアルは、婚姻締結後も元の名に戻る必要がなくなる¹⁰。

国際私法に関わる事項について、民法施行法17条bの見出しが「登録生活パートナーシップ及び同性婚」と変更され、「第1項から第3項までの規定は同性婚に準用する」という同条4項が付け加えられた。

3 2017年4月までの状況

(1) 2015年9月28日以降の動き

2015年9月28日に、連邦議会法務委員会は、同性婚導入のために提出された左翼党 (Die Linke)、緑の党 (Bündnis 90 / Die Grünen) の法案と、連邦政府が提出した生活パートナーに関する法律改正について公聴会を開いた¹¹。

10月1日に法務委員会は、政府提出草案を採用するという報告書を連邦議会に提出し、11月20日には連邦議会で「生活パートナーの権利の解決についての法律」が可決された。

連邦参議院は、2015年11月11日に、同性婚を導入する「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律案 (Entwurf eines Gesetzes zur Einführung des Rechts auf Eheschließung für Personen gleichen Geschlechts)」(BT-Drucks 18/6665) を連邦議会に提出した。

しかし、同性婚導入を内容とする野党と連邦参議院の法案について、法務委員会において審議の延期が繰り返された。左翼党と緑の党の法案について2015年9月から2017年3月まで25回、連邦参議院の法案について2016年11月から2017年3月までに8回延期された。同性婚導入について連立与党でユニオン (CDU, CSU) が反対するにもかかわらず、社民党 (SPD) は会期継続中にユニオンとの連立合意に反して同性婚に賛成するならば、連立政権の崩壊のリスクが生じる。そのため、同性婚法案を廃案とするのではないが、賛成もできないという状況の中で、法務委員会では審議の延期が繰り返されていた¹²。

緑の党と左翼党は、法案の審議状況を説明するように法務委員会に求め、その報告¹³が連邦議会本会議の審議日程にのせられ、2016年2月18日、2016年11月10日、2017年5月17日に審議された。

このように同性婚をめぐる国会の審議が停滞しているなか、連邦反差別局 (Antidiskriminierungsstelle des Bundes) が2017年1月12日に公表したアンケート調査の結果では、同性婚について82.6%が、同性カップルによる共同縁組については75.8%が「全く賛成」「どちらかと言えば賛成」と答えていた¹⁴。

2017年2月18日に連邦議会では、左翼党が提出した「[同性の人のための婚姻締結の権利を導入するための法律草案] (BT - Drucks. 18 / 8) と、緑の党が提出した同性カップルに対する婚姻禁止の撤廃のための法律草案」(BT - Drucks. 18 / 5098) について、審議が行われた。ここで、カトリック教徒であり、同性愛者である、キリスト教民主同盟のカウフマン議員 (Stefan Kaufmann) が同性婚に基本的に賛成する演説を行った¹⁵。「問題になっているのは、愛であり、生活している責任であり、価値である。したがって、法制度のみが問題となっているのではない」、「シンボルが問題となっており、互いに愛し合う2人の人がともに帰属し、互いに責任を引き受けていることを外部に表す安定した結びつきのシンボルとしての婚姻が問題となっている」、「何が婚姻であるかという私法上の定義は、立法機関の責務である。私の考えでは、私法上の婚姻制度が自然法または教会で特徴づけられる婚姻概念とは異なって規定することも立法機関には許されている」、キリスト教の信仰は今なお多くの人々の生活にとって重要であり、そのことを国民政党の代表者が無視することはできず、「なおも躊躇する者を納得させる時間をください」と述べる。さらに「平等、すなわち同性の生き方への寛容な態度は、まさにドイツにおける価値観 (Wertekanon) として受け入れられていることとの関連において、もはや疑問視されていない」とする。「最後には広い合意があるべきでしょう、この連邦議会においても、社会においても」と再度強調した。同性婚により「むしろ婚姻制度は強くなるだろう。」とも述べる。そして、「夫婦の性別の問題について基本法は何も述べていない」とも指摘した。

(2) シュルツ効果？

社民党では、2017年連邦議会総選挙の首相候補者について、2017年1月にジグマール・ガブリエル党首が立候補表明を撤回し、前欧州議会議長のマルティン・シュルツ (Martin Schulz) を推することを決めた。これは「シュルツ効果 (Schulz-Effekt)」として有権者に大きな影響を与え、次の首相として2017年1月末のアンケート調査ではメルケル首相44%、シュルツ40%であったのが、2月半ばにはメルケル38%、シュルツ49%と逆転した¹⁶。

シュルツは、同性婚の導入について、連立合意もあることから積極的な発言を当初はしていなかった。だが、2月23日に、社民党が同性婚を次の選挙のテーマにするというニュースが流れた¹⁷。3月5日に、社民党会派長オPPERマン (Thomas Oppermann) が Spiegel 誌の取材に対して、キリスト教民主同盟とキリスト教社会同盟は「『すべての者に婚姻を (Ehe für Alle)』を妨害するべきではない」と述べ、次の連立党首会談 (Koalitionsgipfel) で「すべての者に婚姻を」の実現を主張するとも述べた¹⁸。3月6日に、シュルツは、Zeit 紙が主催する若者とのインタビューで「首相となった場合に、ゲイとレズビアンは結婚することが許されるのか？」という質問に対して「勿論だ」、続いて「縁組は許される？」との質問に、「私はすべての者に婚姻をに賛成しており、すべての者に婚姻をが導入されたときには、婚姻上の権利を、それには当然のことながら縁組も含めて、ともに導入する」と答えた¹⁹。

(3) 時事討論タイム「すべての者に婚姻を」

2017年3月8日には、時事討論タイム (Aktuelle Stunde) 「すべての者に婚姻を (Ehe für Alle)」が連邦議会本会議で行われた²⁰。ユニオンから5人、社民党から3人、緑の党と左翼党から各2名、計12人の議員が発言した。そのうち、各会派から最初に発言した議員の演説の概要を紹介する。

最初に登場したのは、緑の党のベック議員 (Volker Beck) であった。「同権と異なるすべてが差別である」と述べ (22031 (B)²¹)、「そもそもあなた方は誰のために政治を行なっているのか?」と問いかける (22031 (C))。87%が婚姻に賛成しているなか、17%のみの国民、ドイツの選択枝党 (AfD)、バイエルンからのキリスト教社会同盟 (CSU) の分派のために、分派主義的な政治を行なっているのではないかと批判する (22031 (C))。そして、「婚姻と家族をどのように理解するかを基本法は立法機関と社会的発展に委ねている。連邦憲法裁判所は、家族概念を何度も変更してきた。…すでに1993年に、裁判所は、婚姻の概念が社会的変遷の下にあると述べていた。社会的変遷は生じている。…二人のゲイまたはレズビアンが身分登録所に行く場合に、婚姻、婚姻するなどと言われており、パートナーになる、登録するなどお役所言葉では言われていない。」と述べる。世界的な動向を指摘し、同性婚導入に反対する理由がないことなどを示す ((22031 (D) ~ 22032 (A))。社民党に対しては「永遠に大連立の奴隷でいたいと誤解される」として賛成に回ることを求めつつ、次の総選挙でもしドイツのための選択党とユニオンが50%を越すことになれば多数派を形成できないため、この会期での可決を求めた (22032 (B))。

次に、ユニオンのヴィンケルマイアー-ベッカー議員 (Elisabeth Winkelmeier-Becker) は、「婚姻は、国家的な概念ではなくて、それまでに長年にわたって文化的および宗教的に特徴付けられ、この意味においてそもそも我々のものでもなければ、自由にできるものでもない概念である。教会により、依然としてそのように理解されており、社会の大部分によってそのように理解されている。それゆえ、ここで一致がない限り、我々がこれをやめることはできない。」と述べる (22032 (D) ~ 22033 (A))²²。また、同性婚を認めることによって婚姻が害されることを心配しているのではないとする。そして、家事事件裁判官としての活動などから、婚姻の概念のみが幸せなパートナーシップではなく、その他のこと、共同、愛情、関係の実質などが重要であると述べる (22033 (C) ~ (D))。ユニオンに古くさいというイメージを与えようとすることに反論するため、ユニオンも人の尊厳と価値について性的指向に左右されない人間像を有していることを主張し、ユニオンが同性愛者のために行ってきたことを挙げていった (22033 (D) ~ 220334 (A))²³。

左翼党のレイ議員 (Caren Lay) は、2年ほどにわたり同性婚という同じテーマについて話してきたので、今回も同じ内容をもう一度繰り返すと断って、演説を始めた (220334 (B))。「愛し合う2人の者が婚姻することも許されるのか?」という簡単に答えられる問題であり、男女か2人の女性か、2人の男性かはまったくもって無関係であり、それは今日では当然のことであると述べる (220334 (B) ~ (C))。基本法における婚姻保護について、「レズビアンとゲイに婚姻を拒絶する者は、基本法の本質、つまり法の下での平等に違反している」とする (220334 (C))。社民党に対して党議拘束を外し

た投票を呼びかけた (220335 (A))。最後に、カトリック司教に対して、婚姻外の性行為を同性愛者に強いているのであり、それはカトリック教会の立場とは違うのであって、よく考えるべきであろうと述べた (220335 (D))。

社民党のカールス議員 (Johannes Kahrs) は、「平等がないときは、差別である」と主張する。そして、自分には 24 年一緒にいる恋人がいるが、ユニオン会派のせいで結婚できず、差別を受けていると感じると述べる。「私たちは一定の法律について常に国民の多数派ではない。しかし、私たちが模範機能も有している」と述べる。そして、法案の可決を呼びかけた。

(4) 連立党首会談

オッパーマンは、3月11日掲載の Weser-Kurier 紙のインタビューで「我々は3月に『すべての者に婚姻を』を予定した法案を提出する。そして、連立委員会ではユニオンとこれについて話し合う。…ユニオンが動かない場合であっても、我々は手を緩めることを望んでいない」と述べた。また、「すべての者に婚姻は遅くとも次の会期で実現すると確信している。我々にとって、このテーマは、プライオリティーが高いものである。」とも述べた (下線は筆者による)²⁴。

3月28日に社民党の連邦議会会派は、同性カップルのために婚姻を開く法案²⁵を決定したと報告した²⁶。この報告では、連立合意 (Koalitionsvertrag) に同性生活パートナーシップをより劣る地位におく法規定を取り除くことがあるが、ユニオンと社民党とは異なる解釈をしていると述べる。ユニオンがすべての者に婚姻を妨害することを止めず、ドイツ国民の83%が同性愛者の法的平等に賛成していることに目をつぶっていることを非難した。そして、「法案を連邦議会のこの会期で成立させるために、我々は自らでできることすべてを行うだろう。マーティン・シュルツは、次の連立委員会で『すべての者に婚姻を』を支持するだろう。我々はメルケル首相にアピールする：妨害を止めなさい」と述べた。

これに対して、ユニオンでは、カウダー (Volker Kauder) 会派長が、社民党が求める平等扱いを拒否することを明言していた。マスコミからも、会期終了を目の前にしての社民党の急な動きに対して、「偽善者の社民党。社民党は選挙のためのテーマを発見する。」「遅すぎる。4年間にわたり、連立している社会民主主義者は、同性カップルの不利益のことなど意に介していなかった。」²⁷など批判が向けられた。

3月29日の夜から深夜にかけて連立党首会談が行われた。会期中では最後のものであり、この会談で合意できない事項は、会期中に実現することがほぼ不可能となる。同性婚導入は数多くのテーマの一つとして扱われ、ユニオン側のメルケル首相、カウダー会派長は反対の姿勢を崩さなかった。

社民党の積極的な動きにもかかわらず、結局、同性婚の実現は早くても秋の連邦議会選挙後になるという状況になった。社民党としては、同性婚導入を合意できない場合でも、同性婚に積極的であるという姿勢をアピールし、ユニオンは同性婚に反対するという違いを強調して総選挙に臨むことができれば十分に目的を果たしたと考えられる。社民党は、その後、総選挙後の同性婚導入については語

るものの、会期中での成立については積極的ではなくなる。

他方で、シュルツの支持率は2月半ばにメルケルを抜いた後は下落する一方であったのに対し、メルケルの支持率は確実に上昇していき、4月に入ると再びシュルツを抜き返した。シュルツ効果は、短期間でその勢いを失った。

4 2017年6月

(1) 連邦憲法裁判所 2017年6月14日決定

法務委員会において、同性婚をめぐる法案の採決の延期が繰り返されていた状況に変化はなかった。そこで、2017年5月27日に、連邦参議院の法案 (BT-Drucks 18/6665)、緑の党の法案 (BT-Drucks 18/5098)、左翼党の法案 (BT-Drucks 18/8) を審議日程にのせ、2017年6月30日の第18会期最後の本会議に議決できるように連邦議会法務委員会に義務づける仮命令を下すように、緑の党は連邦憲法裁判所に申し立てた。左翼党も参加人 (Beigetrete) として加わった。

申立人は、基本法76条1項²⁸による提出権が形骸化されないために、法案の発議者は、審議されることだけでなく、議決されることへの請求権を有すると主張した。また、議決への請求権の相手方には、連邦議会だけではなく、この訴訟の申立相手方である連邦議会法務委員会も含まれるとした。

連邦憲法裁判所 2017年6月14日決定²⁹は、緑の党からの即時手続 (Eilverfahren) 申立てを以下の理由から棄却した。

本案係属前の仮命令では、対象となる措置が違憲であることが理由づけられるかは考慮されない。しかし、本案が最初から許されないものである、または明らかに理由づけられないことが証明される場合には、この限りではない (確定判例)。

まず、準備的性質を有する行為は、機関争訟 (Organstreit) の目的とはならず (Rz. 31)、連邦議会委員会による法案の審議は、単に議会内部の準備行為と評価される (Rz. 32)。

次に、申立人を犠牲にするような議案提出権の濫用的な取り扱い、議案提出者の決議請求への侵害は見て取ることができない (Rz. 34)。法案をいつ採決するかという政治的裁量の余地は、議会の少数者を犠牲とする濫用となる場合には、限界を超えている。(Rn. 38)

本件では、議案提出権の侵害を確認することができない。現時点では、法案の議決の恣意的な引き延ばしも、申立人の法案提出権の形骸化も確認されない (Rn. 39)。法案の最終的な議決が行われていないという一事をもって、議案提出権の形骸化の推定を正当化することはできない (Rz. 42)。

(2) 緑の党党大会

2017年6月16日から18日まで緑の党の党大会がベルリンで開催された。これまで、緑の党は婚姻締結を含めた同性カップルと異性カップルの完全な平等と同権に積極的であった。しかし、2017年の選挙で緑の党は連立パートナーとして政権与党に復帰する可能性を模索しており³⁰、ユニオン (CDU, CSU) とともに、社民党とも連立に向けての話し合いができる状況を求めている³¹。

6月16日に、性的マイノリティの活動家としても有名なベック議員（Volker Beck）が、同性婚を選挙綱領に入れるよう強く求めたが、党執行部は提案を下げるか、柔軟な表現とするように説得した。しかし、ベック議員は、前年に作成されたノルトライン・ヴェストファーレン州の候補者名簿に掲載されず出馬しないため、17日に別れの挨拶を行い、そこで同性婚を選挙綱領に入れることを提案した³²。この提案は、執行部が選択肢としているウニオンとの連携の道を塞ぐことにもなりかねないものであった³³。それでも、17日に決まった選挙綱領では「私たち緑の党は、婚姻を最終的にすべての者に開き、同性カップルに縁組を可能にすることを望む。すべての者に婚姻を（die Ehe für Alle）なしに、私たちとの連立合意はないだろう。」として、連立の条件とした³⁴。

そして、選挙公約として「緑の党政権についての計画10点（Zehn-Punkte-Plan für Grünes Regieren）」³⁵に「8 同権及び自己決定による生活」を掲げ、「我々は、ドイツにおいても同性婚を可能にし、養子法を開放することを望む。2人の人が愛しあい、互いに責任を負うことを望む場合に、尊重されるのは当然である。ドイツにおいても大多数の人がそう思っている。彼らは、ゲイとレズビアンに婚姻が許されることを望んでいる。世界的には22カ国、そのうち13カ国がヨーロッパ、においてゲイとレズビアンは結婚できる。多くの国で現行の法律となっていることが、どうしてドイツではできないのであろうか？ゲイとレズビアンに対する婚姻禁止は、我々の現代的な国であるドイツには相応しくない。」

6月20日に、連合90 / 緑の党の首相候補の1人であるゲーリング-エックハルト（Katrin Göring-Eckhardt）がZEIT紙に「ゲイとレズビアンも婚姻できることに私たちは賛成です」、「政権で私たちと一緒にすることで同性婚が認められるか、私たちがそこにいないかのどちらかです。」と寄稿した³⁶。

(3) 6月21日法務委員会

ドイツ連邦議会法務委員会は、左翼党、緑の党、連邦参議院がそれぞれ2013年に提出した3つの同性婚法案の審議日程の延期をウニオンと社民党の多数で可決した。これが30回目の延期であった³⁷。7月から2ヶ月の夏休みに入り、9月24日に総選挙が控えており、連邦議会で第18会期内に法案を採決するには、6月28日に行われる最後の法務委員会で可決するしかなかった。この時点で、会期中に同性婚法案が成立する可能性は限りなくゼロであった。

(4) 世論調査

a) YouGov 世論調査

6月23日には、YouGovとZDFから同性婚に関する世論調査の結果が公表された。

まず、YouGovは、2017年6月17日から20日までに1099人の18歳以上の人を対象に調査を行った³⁸。

「あなたはホモセクシュアル・カップルによる婚姻を可能とする法律に賛成ですか、反対ですか？」

という質問に対して、全体平均で66%が賛成と答えた（反対26%）。この割合は、2015年からほとんど変わりがない。最も賛成の割合が高かったのは25-44歳で74%が賛成（反対18%）、最も低い割合であった55歳以上でも62%が賛成した（反対32%）。性別ごとでは、男性が60%、女性が72%と賛成の割合に差が見られた。

次に、「登録同性カップルが夫婦のように子と縁組することを許す場合に、賛成しますか、反対しますか?」という質問には、57%が賛成した（反対33%）。

最後に「ホモセクシュアル・カップルが子を養育するのは、ヘテロセクシュアル・カップルに比べて、良好、劣悪、または全く同じと考えますか?」という質問に対して、ヘテロセクシュアル・カップルよりも「良い」が3%、「悪い」が20%、「全く同じ」が61%であった。

b) ZDF 世論調査

同じく6月23日には、第2ドイツテレビ（ZDF）の”Politbarometer”は、「同性生活共同体を婚姻と完全に平等にするべきか?」という世論調査の結果を公表した³⁹。同性婚（Ehe für Alle, gleichgeschlechtliche Ehe）の導入だけでなく、生活パートナーシップを維持したうえでその内容を婚姻と同じとすることも含む質問内容であった。

全体では、賛成が73%、反対が23%であった。各党支持者別に見ても、賛成が過半数を占めていた。

	賛成	政党支持率 ⁴⁰ (2017年6月23日)
ユニオン（CDU/CSU）	64%	39%
社民党	82%	25%
左翼党	81%	9%
緑の党	95%	8%
自民党	63%	8%
ドイツの選択枝党	55%	7%

c) Tagesspiegel 紙世論調査

2017年5月2日から6月29日にかけて、世論調査機関Civeyに委託した世論調査が行われ、6月29日に公表された⁴¹。「ホモセクシュアルカップルに法律上の婚姻が可能となるべきだろうか?」という、法律婚に絞った質問がなされた。

全体としては、賛成が45%、どちらかと言えば賛成が17%であり、反対は14%であった（この調査の誤差は6.0%とされる）。

CDU・CSU支持者のうち、賛成が34%、どちらかと言えば賛成が21%と半数を超えた。反対は17%、どちらかと言えば反対が12%、どちらでもないが12%となっていた。

社民党と左翼党の支持者では賛成・どちらかと言えば賛成が80%を超え、緑の党の支持者では90%を超えた。それに対して、ドイツの選択枝党の支持者では、37%に留まった。

世代別では、18-29歳が約80%が賛成(70%弱)・どちらかと言えば賛成と一番多く、一世代ごとに賛成の割合は減少し、65歳以上では半分以下となる。男女別では、女性が賛成の割合が50%と、40%弱の男性よりも多かった。反対は、女性が10%であるのに対して、男性は20%弱とほぼ倍であった。

(5) 社民党党大会

2017年6月25日に開催される特別連邦党大会のために、5月22日に社民党執行部が政権綱領の主要提案⁴²を全員一致で可決した。そこには同性婚について、以下のような提案がなされていた⁴³。

「我々は、多様な家族を支援する。ドイツにおける家族の理解は拡大している：家族とは、人が相互に継続的な責任を引き受ける場である。それゆえ、我々は同性カップルに婚姻を開くだろうし、すべての者のための婚姻を望んでいる。これが養子法をともに含んでいることは明らかである。我々は、家族の多様性を反映した現代的な家族法を望んでいる。既婚、非婚、同性のカップルによる家族、別居による監護、共同監護または単独監護；ステップファミリー、同性カップルと子の家族(Regenbogenfamilie)、パッチワークファミリー。」

党大会に提出される公約提案書(Antragbuch)も同様の内容となっていた⁴⁴。これは、緑の党とは異なり、同性婚の導入を連立合意の条件とは明記しないものであった。

社民党の党大会を週末に控えた6月23日、ハイル書記長(Hubertus Heil)は、新聞のインタビューで、同性婚の促進を次の連立政権の条件にするのかという質問に対して、否定しなかった⁴⁵。さらに、次会期で社民党が次の政権を担うこととなれば、100日以内に同性婚法案を実現するとも述べていた。6月24日には、社民党所属のマース法務大臣(Heiko Maas)が「社民党は、同性婚を保障していない連立合意には署名しないだろう」と述べた⁴⁶。

6月25日にドルトムントで開催された特別連邦党大会において、首相候補のシュルツは、「我々は、同性婚を次の政権で達成する。同性婚を保障しない連立合意に私は署名しない。」と明言した。

(6) 自民党

2017年の総選挙で連邦議会への返り咲きを狙う自民党は、社民党を中心とする連立には消極的で、ユニオンとの連携に向かっていると考えられていた。2017年6月にノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙でも、連邦でユニオンを形成するキリスト教民主同盟との連立合意において⁴⁷、「差別の代わりに多様性を」という項目を設けたが、同性婚に関する条項を挿入することは求めていなかった。

自民党のリンドナー党首(Christian Lindner)は、6月24日に新聞に掲載されたインタビューで「連邦総選挙の連立合意条件として同性婚を明記することを推す」と述べた⁴⁸。

これにより、同性婚が連邦議会総選挙の争点の1つに浮上するとともに、ユニオンとドイツの選択枝党を除く政党が同性婚に賛成するという構造が出来上がった。連邦議会総選挙において第1党になるが単独過半数には達しないと予想されるユニオンは、ポピュリズム政党であるドイツの選択枝党と手を組むことは考えておらず、同性婚導入を条件とする政党と連立を組むしかない状況になった。キリスト教社会同盟のゼーホファー党首 (Horst Seehofer) は、次の連立合意で同性婚の導入が含まれるに違いない状況は遺憾であると述べた⁴⁹。彼の見解としては、一身専属的な判断は政党政治の一部とはなりえないというものであった。また、同性カップルへのすべての差別は基本的にすべてなくなっていると評価しており、同性カップルによる共同縁組を否定することもすでに確立した原則としての地位を占めていると考えていた⁵⁰。

(7) メルケル首相インタビュー

2017年6月26日にメルケル首相は女性誌 Brigitte が開催した公開インタビューに出席した⁵¹。司会者からの質問に答えるインタビューが70分程度進行したところで、司会者は聴衆からの質問を受け付けた。2人目の質問者は男性であった。Ulli Köppe という28歳の男性は、各党が同性婚を連立の絶対条件としている状況で、メルケル首相は選挙後に最も首相に近い位置にいるのではないかと述べて、次の質問を投げかけた。

「私が恋人と結婚したいときに、いつになると彼を夫 (Ehemann) と呼ぶことができるのでしょうか？」

メルケル首相は、各党が同性婚導入を党大会で決定している状況に違和感を感じていること、ユニオンが同性婚導入ではない方法で同性カップルの保護を進めていることを話した。そして、「私は、今ここで多数決によって何かがごり押しされるよりも、良心の判断..(Gewissenentscheidung)..の方向での状況に議論が導かれることであってほしいと思います。」と述べた(下線は筆者による)。そして、選挙とは関係なく議論が進められ、賛否双方の立場にも敬意が払われることを求めつつも、早急な展開に対しては「我々は4年間社民党とは連立においてそもそもこのテーマについて全く話もしてきませんでしたし、今突然に選挙でどたばたと進むのは、ちょっとまあ、あまりないことだと思います。」と批判した。

そして、同性婚ではなく、同性カップルによる共同縁組について、8人の里子を育てるレズビアンカップルとの自らの選挙区での出会いを語り、子の福祉の観点から理解を示す話をした。

このインタビューでのメルケル首相の考えは、次のように示すことができる。

- (1) メルケル首相自身が同性婚に賛成しているのではない。
- (2) 党議拘束を外し、同性婚法案にユニオンの議員が賛成票を投じることを認める。
- (3) 同性婚法案の採決が今会期であるのか、選挙後の次会期であるかは明言していない。
- (4) メルケル首相自身は、同性カップルによる共同縁組を認めることには賛成する。

このメルケル首相の方向転換を受けて、社民党のシュルツ党首は素早く反応した。6月27日午前に、社民党は、同性婚法案の早期の採決に向けてユニオンに圧力をかけ始めた。同性婚について必要とあれば連立パートナーの反対があっても提出し、夏休み前に今週中（7月1日まで - 筆者注）の連邦議会での採決を可能にすることを望んでいると述べた。シュルツ党首は、これが連立解消を意味するのではなく、社民党が信頼できるパートナーとして最後まで連立政権を担うことも付け加えている。ユニオンに対しても、「良心の判断の障害となるのではなく、導いていくことを望んでいる」、「良心の判断をモはや延期しないと信じている」と呼びかけた⁵²。

社民党所属のガブリエル外務大臣（Sigmar Gabriel）は、メルケル首相に対して、良心の判断による採決を選挙後の次の会期の議員にさせるのではないよう進言した。同党のフェヒナー法政策スポークスマン（Johannes Fechner）は、社民党が水曜日に連邦参議院による同性婚法案について法務委員会において採決を行うことを明らかにした⁵³。さらに、法務委員会の賛成を得て審議手続を完了させ、それにより連邦議会での審議を可能とし、週内にドイツにおいても同性婚を可能とすることができるという見通しを示した⁵⁴。

緑の党のベック議員は、「親愛なるメルケル氏、採決を自由にし、なおも今週に我々に採決させてください。国民をこれ以上待たせないで、このテーマについて新たな選挙をすべて免れさせてください」とアピールした⁵⁵。

自民党のリンドナー党首も、メルケル首相の方針転換を「よいシグナルだ」と評価し、採決で良心の判断に委ねるということも賢い判断であると述べた。

(8) ユニオンの反応

ユニオン（CDU / CSU）は同性婚導入を否定する立場を一貫して採ってきたが、メルケル首相が示した方向転換に合わせた対応を迫られることとなった。

また、前記のように6月27日に連立パートナーである社民党からこの会期中、1週間以内、に採決することに賛成するよう求められたが、これは拒絶していた。連邦議会ユニオン院内幹事長のグローセ-ブレイマー（Michael Grosse - Brömer）は、性急な判断となることを警告し、議会の夏季休暇前に採決することに反対し、堅実な解決を見いだすために次の会期でさらに熟慮しなければならないと述べるとともに、憲法上の問題がなお存在すること、同性カップルによる共同縁組の問題を解決しなければならないことを指摘した⁵⁶。

だが、現実にはユニオン内の党議拘束は採決に影響を与えるものではなかった。なぜならば、連邦議会の過半数315に対して、ユニオンは309議席しか有しておらず、193議席を有する社民党が賛成票を投じると、左翼党64議席、緑の党63議席と合わせて320議席となり、どのみち同性婚は成立する状況であった。

6月27日午後、メルケル首相はユニオン会派に「採決の際には良心の判断が問題となる」と伝え、会派での党議拘束を外すことを決定した⁵⁷。

ユニオン会派長カウダー (Volker Kauder) は、できる限り多くが採決に参加するようユニオンの議員に呼びかけた⁵⁸。男女の婚姻といわゆる同性婚 (Homo - Ehe) との完全な平等に反対する者は、異なる考えを尊重するべきであるとも述べた。連立パートナーであるにもかかわらず野党とともに同性婚法案への採決を求めてきた社民党に対しては、これは信頼破壊であると非難した。

バイエルン州のキリスト教社会同盟も、党議拘束から外すことにし、その良心に従って異なる判断をすることが許されると述べた。しかし、これは同性婚を予定するものではなく、同党の立場は、男女の婚姻が国家の特別の保護のもとにあるのが正しく、いかなる相対化の試みにも反対するというものであった⁵⁹。もっとも、同性パートナーシップ否定するのではなく、独立した制度として維持することを目指しており、「同性パートナーシップに対するいかなる形の差別も断固拒絶する」とも述べる。

ユニオンの議員からは、同性婚に反対する次のような意見が出された⁶⁰。

パッツェルト議員 (Martin Patzelt) は、「婚姻は古くからそれ自体が教会によって認められた男女の結びつきである。その実現のために放棄できない要件とは、実子への意志である。政治が同性の人の間の「婚姻」に今や同意を与えようとするときに、伝統的な教会での婚姻理解は完全になくなってしまう。そのような婚姻はいくらも異なるものである。この婚姻を、ビスマルクが国家の庇護の元においた文化闘争におけるように、民事 (婚) と記すべきだろう。あるいは、教会の理解による婚姻を教会婚または秘蹟婚 (sakramentale Ehe) と名付けるべきだ」。同性婚を導入する立場は「戦略的な動機に基づいていると思う。我々がそれによって再び有権者をあの哀れなドイツの選択肢党へと追いやることを恐れている。私の考えでは、同性婚は次の連立交渉まで待つことができたかもしれない。私は自らの良心の判断をたとえ孤立したとしても貫き通し、時代精神または熱狂した知性に従うことはないだろう。」と述べる。

ラムザウアー元交通相 (Peter Ramsauer) は、「CDU 執行部は、なおも最後の保守的な価値が破壊されることにも注意するべきだ」とコメントした。

バライス議員 (Thomas Bareiß) は、同様の婚姻概念の理解を示し、すべての者に婚姻の概念は理解できず、選挙戦においては、自分の考えを主張するということを述べた。

クレツシュマー議員 (Michael Kretschmer) は、「ドイツで誰もが幸福になることができると考えている。我々はすでにこの国で同性パートナーシップに対して広く寛容し受容している。それゆえ、変化の必要性はないと見ている。

このテーマについての社会的コンセンサスがあり、このコンセンサスのを過度に拡張するべきではないだろう。婚姻は法律上男女の間の結びつきと定められている。

本質的に、登録生活パートナーシップはすでに縁組の問題まで同じ権利を有している。良心の判断をするものとされるならば、各議員は自らで判断しこの判断を受け入れなければならない。」と述べる。

ヴォルトマン議員 (Barbara Woltmann) は、連邦憲法裁判所の判例では「婚姻概念とは、継続的で、自由な決断と同権に基づき、様式に従って締結された男女の間の生活共同体と考える。…非婚及び婚姻類似の生活共同体は含まれない。登録生活パートナーシップのような同性間の結びつきも、基本法

6条がヘテロセクシュアルの生活共同体のみを想定していることから、連邦憲法裁判所の見解によると婚姻ではない。」と述べた。同性カップルの「不利益を、立法機関は過去15年において幾度も無くしてきた。」として、税法と縁組を例として示す。自らは反対票を投じることを明言し、「ほとんどの議員が自分の考えを確立しており、この会期においても採決することができるかもしれない」という見解を示した。

カトリック教会からは、ドイツカトリック信徒中央委員会（ZdK）のシュテルンベルク委員長が、「我々の憲法の父と母は、婚姻を、子の出生と養育を達成する生涯にわたる責任共同体と考えている」と述べた⁶¹。

このような同性婚反対論が出される中、キリスト教民主同盟のベルリン市議員ハイルマン（Thomas Heilmann）は、Spiegel誌に「なぜ私は保守として同性婚に賛成するのか」を寄稿した⁶²。

「社民党が選挙戦術を推し進めている場合であっても、その判断は実際には正しい。正しくないのは、同性婚の賛成者の何人かのレトリックである。…私は同性カップルに婚姻が許されることにははっきりと賛成する。」

「婚姻を肯定する者は、保守的な価値を肯定する。婚姻する者は、一般に向けて合図を送っている：私たちは愛し合い、互いにすべての権利と義務を保障しており、それを国家と社会の前で確実にしたい。あなたは思い出すかもしれない：これはすこぶる古風であると見なされていた。だから、私は、保守政治家であるにもかかわらずではなく、まさにそうであるから同性婚に賛成する。」

「私たちは婚姻制度の質について語っているのではない。それは何もなくならないだろう。そして、教会による婚姻の秘蹟が弱まることも全くないだろう。この秘蹟は多くの宗教にあり、カトリック教会だけではない。カトリック教会の伝統を多くの国では後に取り入れて、民事婚を作り出した。国家が信条に対して中立である場合に、信者はその宗教的信条にのみ向かうことができる。国家は、すべてを平等に扱う。そこから、本質的に私たちの共同生活に賛成するはば広い同意を国家は得ている。国家は、この信教の自由を尊重し守るが、宗教的信条をその法律に反映させる必要はない。」

「憲法の原則と実生活の間で、西洋の法治国家においても大きな裂け目が広がり続けている。すべての者に対する同権、それは100年以上も本質的には白人男性にのみ適用された。基本権が実際にすべての人のための保障であるとみることは、最近の成果である。そして、私の考えでは、基本法を21世紀の観点から読まなければならない：婚姻は、同性カップルにも開かれる。この読み方は、西洋のキリスト教から示唆を受けた憲法の大部分について価値が認められてきている。このように、ここ数年において西洋民主主義国家における多くの憲法最高裁判所が判断してきた。それに対して、差別に賛成することを言い渡した裁判所はなかった。」

「キリスト教民主同盟は70年以上前に、すべての人々の自由のために設立されるという意図をもって結党された - 全く平等で、私たちが彼らの信条に与するか否かは全く同じ。私はこの伝統を誇りに思っている。」

(9) メルケル発言の背景

Focus 誌は、メルケル首相の発言が単なるしくじりではなく、以下のように、それまでに協議をしており、アドバルーンを上げていたと報道している⁶³。

メルケル首相は、その前の週末（6月24日前後）に、キリスト教社会同盟のゼーホフナー党首と共通の基本政策について会談し、「すべての者に婚姻を」のテーマについて選挙で勝てる表現を見つけないと合意していた。前述のように、自民党に続き、社民党のシュルツも2017年の総選挙後で同性婚の導入を連立条件に掲げ、6月最終週に同性婚法案の投票が行われるかもしれない状況にあった。そのため、総選挙後に従来の立場を変えることはどのみち避けられないと考え、メルケル首相に、後に発言したような「むしろ良心の判断の方向で」行くというアイデアが生まれたとされる。

6月25日の晩には、メルケル首相（党首）は、キリスト教民主同盟の幹部会（CDU-Präsidium）⁶⁴でこの考えを説明することで、最初のアドバルーンを上げた。長時間にわたり議論されたが、厳しい反対意見は出なかった。

26日の昼には、カトリックのキリスト教民主同盟とキリスト教社会同盟の連邦議会議員、経営者、学識者の集まりであるカーディナル - ホフナー - グループ（Der Kardinal-Höfner-Kreis）にゲストとして招かれたメルケル首相は、「すべての者に婚姻を」について質問を受けた。そして、この概念に個人的には困っているが、社会の現実とは異なっており、政治的状況においても従来のユニオンの立場を維持できないと答えた。ここでも、異議は出なかった。その理由として、Focus 誌は、参加者がこの発言の影響をこの時点では理解できなかったのか、あるいはこの考えに現時点で反応する必要は無く、まだまだ先の話と評価したのかは明らかではないと述べる。

このような段階を踏んで、メルケル首相はその午後に開催されたブリギット誌のインタビューに臨んだ。

(10) 6月28日法務委員会

6月28日に、法務委員会は、社民党、左翼党、緑の党の賛成により、すでに提出されている同性婚法案をすぐに審議日程にのせること、2日後の30日金曜日に連邦議会で採決することを決定した⁶⁵。

連立与党のうち、社民党は賛成、ユニオンは連邦議会総選挙前の採決には反対と異なる立場をとった。信頼破壊と非難するユニオンに対して、社民党のフェヒナー法政策スポークスマンは、「たごとだ。むしろ我々は首相の立場を支えている。」とコメントした⁶⁶。

社民党のオパーマン会派長は、どの議員が同性婚を後押ししているのかを有権者が知ることができないために記名投票にすることを伝えた。ユニオンから多くの反対票が出ると予想しており、「ユニオンにとっては大問題である」と述べた⁶⁷。ここにも選挙に向けての思惑が見えている。

このような社民党の攻勢に対して、メルケル首相は、Wirtschafts Woche 誌のインタビューで次の

ように述べた⁶⁸。

「私たちが話をしているのは、法律の脚注ではなく、基本法6条1項について、人々と、我々の社会の支柱である婚姻に関する最も深い信念にかかわる判断についてです。まさに会派を超えた行動への現実的な見通しが明らかになった時点で、そのような判断が政党政治的な論争に引きずり込まれるようなことにははじめません。それは悲しいことで、とりわけまったくもって必要ないことです。各議員はその良心に従うことができ、私は我々がまさに将来においても相互の異なる見方を大いに尊重して行動することを望んでいます。少なくとも、私はそのためにすべてのことを行うでしょう。」

「同性生活パートナーシップにおいて男女の婚姻におけるのと同じ価値が営まれているという確信が私を長年にわたって導いてきました。相互と子に対する愛情、世話と責任。だから、我々は一歩ずつ、法領域ごとになおも存在する差別をなくしました。現在では、実際には、婚姻が同性パートナーにも認められるべきかという原則的な問題をもう一度新たに問われています。」

ユニオン会派長のカウダー議員は、社民党がユニオンの意志に反して緑の党と左翼党と共に採決の日程を決めたことに対して、再び「信頼破壊」であると批判した⁶⁹。ユニオンからの批判の背景には、総選挙後に社民党が緑の党と左翼党といわゆる赤赤緑で連携することへの警戒があった。

キリスト教社会同盟のゼーホファー党首は、社民党の動きに対して「通常ならば、これは連立解消だ」と批判した⁷⁰。そして、同性婚に個別の議員が賛成票を投じたとしてもキリスト教社会同盟にとって婚姻は男女のものであり「これからも我々の社会政策、家族政策の中心にある」と述べた。

社民党で赤赤緑の連携を支持するシュワーベ議員 (Frank Schwabe) は、Tagesspiegel 紙の取材に対して早期の採決に賛成するとともに、「社会の現実から遅れている CDU と CSU とともに進めていくのは現実には不可能だ」と述べた⁷¹。

ユニオン (CSU) のウール議員 (Hans - Peter Uhl) は、同性婚法案に反対するための法的措置の検討を始め、同性婚についての法律が基本法6条に合致していないことを理由に連邦憲法裁判所に抽象的規範統制 (abstrakte Normenkontrolle) を申し立てるか否かを調査していると取材に答えた⁷²。

抽象的規範統制には連邦議会議員の4分の1による申し立てが必要である。この時点で158人で要件を満たすことができ、ユニオン所属の議員は309名であった。緑の党のベック議員は、「世界では9つの国の最高裁判所が憲法に基づいてそのような婚姻を導入または追認している。」と述べ、ドイツでも同様であろうと予測を示した。

そのほかに、カトリック教会は、性急で、キリスト教での理解と一致しないとして、同性婚の導入に警告を発した⁷³。ドイツ司教協議会にとっては「婚姻は生命を引き継ぐための根本的な率直さ (Offenheit) をともなう原則として生涯にわたる結びつきとしての女性と男性の生活及び愛情共同体である」としてマルクス枢機卿は次のように述べた。

「この婚姻概念が解消されるものとされ、婚姻の教会での見解と国家的コンセプトがさらに乖離していくことを遺憾に思う。」さらに、「このような社会政策の基本判断をこのような性急な手続に放り込

むことはまったくもって不適切である」と批判した。また、憲法上の疑義もあることも述べた。「強調されている婚姻の地位とその残された特別の保護を同性愛者である男性と女性への差別と理解することは誤解である」と主張した。

5 連邦議会採決

(1) 審議

2017年6月30日朝8時からの審議の冒頭でラマート議長から、社民党、左翼党、緑の党からの提議により議事日程に「同性の人のために婚姻締結の権利を導入するための連邦参議院の法律草案」の第2、第3審議を付け加え、直ちに38分の討論時間で審議を行うことが告げられた。12名の議員の演説が行われた⁷⁴が、これまでの審議とは立場が逆転し、同性婚賛成の側からは確実な勝利を目の前にしてこれまでの自党の活動を振り返り、関係者に謝意を述べるなど余裕が伺えた。例えば、ブルナー議員(Karl - Heinz Brunner, 社民党)は、同性婚法案が可決されることの喜びを「なんて素晴らしい日だ(what a wonderful day)と」表現した。ベック議員(Volker Beck, 緑の党)は、「私たち少数派にとって歴史的な日です。…寛容の局面は終わりました；受容の時代が今日から始まることができます。」と述べる。ペッツォルト議員(Harald Petzold, 左翼党)は、これからもホモフォビアとトランスフォビアに反対する取り組みを行うことを宣言した。それに対して、カールス議員(Johannes Kahrs, 社民党)は攻撃的で、「正直に言うよ、メルケルさん：あんたに感謝することなんかない！」と述べ、壇から降りた。これに対して、反対派には最後の抵抗の場となった。以下では、ユニオンと無所属の議員による反対の演説と、CDU所属だが賛成した議員の演説の概要を紹介する。

カウダー議員(Volker Kauder, CDU / CSU 連邦議会会派長)は、同性婚法案についてユニオン内で「婚姻の開放に賛成するだろう者もあり、異なる認識に至った議員もいます。このような会派の長として、私は双方に敬意をもってしています。」と最初に述べる。彼自身は、「個人的に良心の理由から、『すべての者に婚姻を』が記載された何物にも署名しないであろうことは、明らか」とする。「私たちは今日、我々が同性愛者を差別するか否かを判断するのではなく、「同性パートナーシップによって差別は撤廃された。そのため、この問題はここでは重要ではない」と述べる。同性愛者への差別の問題ではなく、数世紀にわたり男女の結びつきとして定義されてきた婚姻概念が変化することに反対することを強調した。そして、社民党に対しては、2015年に法務大臣が同性婚は連邦憲法裁判所の判例によると基本法と合致しないと述べながら、今では基本法改正が必要ないと述べる矛盾を批判した。最後に「『すべての者に婚姻を』の法案にそのキリスト教的および個人的信条に基づいて賛成しないことができることを述べる者も同じ敬意に値する者であったと。」と述べて締めくくった。

シュタインバッハ議員(Erika Steinbach, 無所属(元CDU))は、カウダー議員が批判するべきなのは、社民党ではなく、良心の問題としたメルケル首相であると述べた。メルケル首相によって性急な議決となり、自由な投票へと無理やり進められ、「婚姻は男女の共同体の我々の模範である」とするキリスト教民主同盟の基本綱領にも反していると批判した。そして、議員として最後の演説を「新

たな連邦議会には、連邦政府に対するそのコントロール機能を、責任を強く自覚して、引き受けることを期待します。私たちが有しているのは、首相民主制ではありません。私たちは議会民主制であって、私たちの議会民主主義は警戒心を差し迫って必要としているのです。」と締めくくった。

ルクツァク議員 (Jan – Marco Luczak, CDU) は、ユニオンから法案に賛成した議員である。「それぞれ相手方の見方に対する相互の尊重を常にもって見解の相違についてとことんまで話し合ってきたことが重要」であるとして、長期間の議論により社会が変化を受け入れる時間があったことで、スペインやフランスのような大規模な反対デモが起きていないとする。婚姻の理解について「婚姻とは、- 死が互いを分かちまで - 良いときも悪いときも互いに保障することを望む二人の人の素晴らしい愛の証拠です。二人の人が、責任を互いに引き受ける準備をしています。貞節が重要です；安定が重要です；信頼が重要です。これらすべては奥深いところにある保守的価値、承認、尊重に値するものです。」とし、「私は婚姻の開放に賛成ですが、私がキリスト教民主主義者であるにも拘わらずではなくて、私がキリスト教民主主義者だからです：保守的、市民的価値が重要なのです。」と述べる。同性婚により家族が害されるという意見に対しては、同性婚が認められることで子が生まれなくなるのではなく、ヘテロセクシュアルの婚姻が減るのではないと指摘する。「婚姻する人を排除することによって婚姻を保護することを望むのは不条理です。」と述べる。同性婚導入に基本法の変更も必要なく、政治も憲法解釈も社会の変化を無視することはできないとする。同性婚導入は、「市民的、そして保守的政治の一部を実現する」とも述べる。最後に、ユニオンの議員に賛成するよう呼びかけて、演説を締めくくった。

(2) 採決

8時57分から記名投票で行われた。9時11分にラマート議長が告げた採決の結果は、623票のうち、賛成393票、反対226票、白票4票であった。

ユニオン (309人) からは、75人の議員が賛成票を投じた。その中には、フォン・デア・ライン防衛大臣 (Ursula von der Leyen) など現職の大臣も含まれていた。白票はすべてユニオンの議員で、さらに5人の欠席者があった。社民党 (192人)、緑の党 (63人)、左翼党 (63人) は、2人の欠席があったが、出席議員全員が賛成票を投じた。

緑の党の議員が座る席では、同性婚の導入に尽力し、今会期で議会を去るバック議員を囲んでクラッカーを鳴らして喜びを分かち合った。ラマート議長は、規則で許されていないかに関係なく、不適切なアクションだと思うと注意した⁷⁵。

この採決でメルケル首相は、反対票を投じた。その理由について、取材で次のように答えている⁷⁶。

「私にとって、基本法における婚姻は男性と女性の婚姻です。だから、私は今日は法案にも賛成しませんでした。」

メルケル首相は、同性婚には反対票を投じたが、同性カップルによる共同縁組であれば賛成すると

いう立場であった。子の福祉に関する多くの問題に取り組んでいる間に「私の立場は変わって、共同縁組を同性カップルにも可能にするべきという確信に至った」と述べた。また、採決によって「異なる立場の相互の尊重のみならず、社会的平和と団結の一部を作り出すことができた」とも述べた。

キリスト教社会同盟のゼーホファー党首も、メルケル首相と同じく、同性カップルによる共同縁組は認めるが、婚姻には反対することを採決前から表明していた⁷⁷。

7月7日に、同性婚法案は、連邦参議院で可決され、10月1日から施行されることになった。連邦参議院では、8人が演説を行ったが、反対の立場を表明したのは、バイエルン州代表のみであった。しかし、バイエルン州は、両院議会の招集を求めなかった。

7月21日に「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律」にシュタインマイヤー大統領が署名し、28日に公布された。

(3) 身分登録簿

身分登録では、婚姻登録簿でこれまでの夫 (Ehemann) と妻 (Ehefrau) に代わり、性中立的な「婚姻当事者 (Ehegatten)」と記載される。7月25日には、施行に向けた準備を進めるよう、デ・メジエール内務大臣が内務省に命じていたが、短期間で可決から公布、施行へと進む速度に、身分登録の実務はついて行っていなかった。

まず、これまで異性の夫婦を対象としてきたソフトウェアが2人の夫または妻に対応できないことが明らかになっていた。身分登録法の改正が10月1日までに施行することができず、身分登録所のソフトウェアのアップデートが11月1日であるため、ソフトウェア・プログラムが関係する身分登録の規定は、2018年にならなければ施行できないと、連邦内務省は、7月28日に州内務省に回状を出していた⁷⁸。そのため、一方は夫 (Ehemann)、他方は妻 (Ehefrau) として、同性婚の当事者の一方の性別が実際とは異なって登録されることになった。夫、妻ではなく、性中立的な“Ehegatten”へとソフトウェアの更新が完了するには9ヶ月程度かかり、2018年秋までは混乱が続くと見られている。

「同性の人々のために婚姻締結の権利を導入するための法律」の施行日2017年10月1日は日曜日であり、身分登録所は休日であった。ベルリン市、ハンブルク市などいくつかの州では、この日に身分登録所での登録を行った。それに対して、マインツ市は、ドイツ統一記念日の祭典が執り行われるため、10月5日から開始した⁷⁹。

6 抽象的規範統制の申立て

同性婚に反対する側からは、可決した法律が違憲であり無効と連邦憲法裁判所が判断する道が残されていた。連邦憲法裁判所への抽象的規範統制手続の申立ては、連邦政府、州、連邦議会の4分の1以上の議員のいずれかに限られる。ユニオンと社民党の立場が異なる連邦政府が申し立てることは考えられないが、キリスト教社会同盟が単独与党であるバイエルン州⁸⁰、連邦議会で反対票を投じた議

員 226 人が申し立てることは可能であった。

抽象的規範統制手続の他に連邦憲法裁判所に憲法判断を求めるには、個人が具体的な事件において裁判所で争い、その裁判官が連邦憲法裁判所に提出するしか方法がない。そのために、同性カップルによる婚姻締結を身分登録官が拒否し、さらに婚姻を行うよう市長から命じられても拒否した場合で、なおかつ当事者が訴えを提起し、その裁判所が同性婚を違憲と考えている場合という、あまり考えられない状況に限られることが指摘されていた⁸¹。

(1) 違憲と考える立場のコメント

元連邦憲法裁判所長官であり、生活パートナーシップ法の合憲性に関する連邦憲法裁判所 2002 年 7 月 17 日判決では反対意見を述べていたパピアー元判事 (Hans - Jürgen Papier) は、取材に対して、「婚姻を開放したいのであれば、基本法を改正しなければならない」、連邦憲法裁判所は最近までその判決において基本法の意味における婚姻が「継続的な生活共同体についての男性と女性の合意である」と強調しており、「変遷する時代精神がこの憲法理解を変えるものではない」と述べた⁸²。

ユニオン会派長のカウダー議員は、同性婚導入の問題が連邦憲法裁判所に持ち込まれるという見通しを示した⁸³。彼は、男女以外のものを基本法上の婚姻と理解する解釈は、ほとんど有り得ないものであり、「基本法の秩序機能を形骸化させる」と評した。また、「連邦議会が議決のために審議についてより多くの時間を取っていたら、私の考えからも適切だったかもしれない。とりわけ個人の信仰と基本的な信条に関係することから、とても多くの人々が深く心を動かされた問題であった。手続きはこのテーマに値しなかった。」とも述べた。

同じく反対票を投じたデ・メジエール内務大臣 (ユニオン) も、同性婚には基本法の改正が必要であり、連邦憲法裁判所への訴えに成功の見込みがあるとした。

キリスト教社会同盟では、州団長ハッセルフェルト議員は、社会の中核である子が生み出されることから「最高裁判所判例は婚姻を男女の共同体と定義している」と述べた⁸⁴。党首でバイエルン首相のゼーホファーは、バイエルン州が実際に連邦憲法裁判所に訴えを提起するかを決めるまでには、法律専門家に鑑定してもらうため、数ヶ月かかると述べた⁸⁵。

フーバー (Marcel Huber) バイエルン州首相府長官は、すべての者に婚姻をの法律の合憲性に対して著しい疑念を抱いており、内外の専門家の助けを得て、連邦憲法裁判所に訴えることを望むか否かをとても綿密に、しかし期限に迫られることなく、検討していると述べた⁸⁶。

議決時に連邦議会に議席を有していなかったが、同性婚に反対の立場を表明しているドイツの選択枝党の首相候補ガウランド (Alexander Gauland) は、「我々は現時点で連邦憲法裁判所への訴えについて調べている。私はその方向に賛成である。すべての者に婚姻をは、我々の社会を害する価値の任意性を意味している。」述べ、連邦憲法裁判所への提訴に意欲を示した⁸⁷。しかし、この時点でドイツの選択枝党は、政党として連邦憲法裁判所に規範統制の訴えを提起する要件を満たしていなかった⁸⁸。

(2) 学識者のコメント

ブロシウス - ガースドルフ (Frauke Brosius-Gersdorf) 教授 (ハノーファー大学) は、「すべてのものに婚姻をは、基本法 6 条 1 項と合致している。…婚姻が一度も定義されていないとすることから、立法機関は非常に大きな裁量の余地を有しているだろう。」「婚姻が同性の 2 人の人によっても締結できることは、1949 年の段階では議論されていなかった。しかし、そのことで明確に排除されているのではない。」とコメントした⁸⁹。

メラース教授 (ベルリン・フンボルト大学) は「たしかに、基本法に差別の要請はない。婚姻条項は、発展の余地があると理解しても、伝統的なものとしても、保護を命じており、それゆえ 2 人の人による他の 2 人関係が劣後することを命じてはいない。」とコメントした⁹⁰。

ヴィーラント (Joachim Wieland) 教授 (シュパイアー行政大学院) は、「憲法以外の法律での婚姻の開放は、基本法に違反しない。」とする。基本法は婚姻の憲法上の概念を定義しておらず、「婚姻の法制度の形成は、優先的に立法機関の任務である」と述べる。「婚姻の憲法上効力のある構造メルクマール」は憲法変遷に理解を示しており、「昔は生殖の目的、すべての重要な問題での夫の決定権、生涯の結びつき、有責の場合のみの離婚に焦点が合わせられていたが、これらのメルクマールは、社会の考え方の変化によって変わり、制度保障はさらに発展してきた。」と述べる⁹¹。

デーゲンハルト (Christoph Degenhart) 教授 (ライプツィヒ大学) は、基本法改正が「綺麗な方法と思われるかもしれない。しかし、連邦憲法裁判所は法律を維持するためにプラグマティックな解決を探ることが予想されるだろう」とコメントしている⁹²。

(3) 断念

9 月初旬に、バイエルン州政府は、規範統制の訴えが可能であるかについて、ヴォレンシュレーガー教授 (アウグスブルク大学教授) に同性婚を認める法律が合憲であるかについて、ケスター - ヴェアルチェン教授 (ゲッチンゲン大学) に比較法の観点について鑑定意見を提出するよう委託した。

この委託に際して、フーバー バイエルン州内閣官房長官は、「連邦議会は、婚姻と家族の特別の保護の観点において憲法上激しい争いがあるにも関わらず、『すべての者に婚姻を』のための法律を事前の同意や準備もなく性急に („Hauruck - Aktion) 議決した」と考えており、ヴォレンシュレーガー教授に、法状況を綿密に解明し評価するよう求めた。パウスバック バイエルン州法務大臣は、ケスター - ヴェアルチェン教授への鑑定委託について、「私たちがとりわけ知りたいのは、他国において婚姻制度が憲法又は他の法原則によって特別に保護されているのかである。ヨーロッパの他の国との比較は国内法解釈の際にいちだんと重要性を増していることから重要である」と述べた⁹³。

2018 年 1 月 22 日にヴォレンシュレーガー教授は「同性の人々のために婚姻締結の権利を導入する法律の憲法上の評価」⁹⁴と題する報告書を、ケスター - ヴェアルチェン教授は「選定した法制度における同性婚導入についての比較法的鑑定」⁹⁵と題する報告書を提出した。両報告書とも、同性婚を認める法律が違憲とはならないという結論に至った。

これらの鑑定意見により、憲法訴訟で勝つ見込みがほとんど無いことが判明したため、バイエルン州政府は、抽象的規範統制の訴えを提起しないことを2018年3月6日に明らかにした⁹⁶。

7 連邦議会選挙

ドイツで同性婚の導入を巡って、激しい反対は起きなかった。例えば、男女による慣習的な婚姻が同性というバリエーションによってどこかしら破壊されるかもしれないということは、すでに無意味な想像となっていたこと、同性カップルには男女のように子を養育する能力がないという考えもすでに根拠のない偏見となっていたこと、なぜ同性カップルが異性カップルと同じ権利を有さないとされるのかについて論理的な答えがなかったことが指摘されている⁹⁷。

この時点で、長い期間をかけずに成立した理由として、少数派への人権の否定という不公平の視点ではなく、選挙戦略での考慮であることが指摘されている⁹⁸。社民党はユニオンに圧力をかけることを、シュルツはメルケル首相を現代化を拒否する者として追い込んでいくことを望んでいた。さらに、緑の党と自民党は同性婚の実施を連立の条件とすることを望んでいた。総選挙に勝利したとしても他の政党と連立するしかないメルケル首相としては、自らの党が動くほかに選択肢はなかった。

2017年7月5日にStern誌が発表したアンケート結果では、回答者の69%が同性婚に賛成する一方で、82%が先週のユニオンと社民党の対応はとりわけ選挙戦略上の動機があると答えた⁹⁹。

2017年9月24日投票の連邦議会選挙では、ドイツのための選択枝党(AfD)が第3党として連邦議会に進出し、自民党が第4党として復帰したのに対して、ユニオンは第1党を維持したものの得票率は下がり、社民党も議席を減らすことになった。709議席中、メルケル首相率いるユニオンが246議席に留まり、連立政権となることは明らかであった。他方で、社民党は153議席に留まった。同性婚の成立に向けて連携した左翼党(69議席)、緑の党(67議席)との赤赤緑政権は不可能となり、当初はユニオンとの大連立も拒否して野党となる道を選んだ。

ユニオン、自民党(80議席)、緑の党によるジャマイカ政権(黒、黄色、緑)へ向けての連立交渉は難航し、11月19日に自民党が交渉から離脱した。その後、ユニオンと社民党の大連立に向けて2018年1月から連立交渉が始まり、選挙から約6ヶ月の空白を経て、3月14日に第4次メルケル政権が発足した。

8 同性婚の締結数

2017年10月から2018年3月までの同性婚締結の総数は不明であるが、いくつかの都市での締結数は明らかになっている¹⁰⁰。当然のことながら、大都市での締結数が多い。ベルリン市では1069組の婚姻締結があり、その4分の3が生活パートナーシップからの転換であった。ハンブルク市では900組の婚姻締結がありその半分以上が転換、ケルン市では91組の新たな婚姻締結と553組の転換、フランクフルト市では216組の新たな婚姻締結と343組の転換、ミュンヘン市では105組の新たな婚姻締結と372組の転換であった。

男女比として。ベルリン市での2017年12月までの状況では、転換を含む680組のうち、その3分の2が男性カップルであった。

9 おわりに

ドイツが同性婚を導入した過程をたどるときに、2017年になるまでに法学的議論が熟しており、政治家は従来の見解を繰り返すこう着状態を、政治状況が打破したことが見て取れる。しかし、ここで政治的な動きのみに目を取られてはいけない。重要なのは、法学的な議論がすでに十分に行われており、国民も同性婚に拒否反応を示していなかったことである。熟柿でなければ、木を揺すっても落ちることはない。

議論が十分に行われるためには、賛否双方の立場が明確でなければならない。だが、同性婚の議論において、婚姻は男女間であるという伝統的な考えに馴染んだ人々はサイレントマジョリティーとして、その意見を述べることがない。サイレントマジョリティーは、同性婚に反対というよりも、その意義を理解せず、違和感をもつに過ぎないのだろう。

同性婚導入への動きでは、この違和感を取り除くことが重要である。それにより、同性婚への「どちらかと言えば反対」から「どちらかと言えば賛成」へと動いていく。その中で、それまでサイレントマジョリティーとして発言する必要がなかった反対派は、同性婚に反対する理由を訴える必要に迫られる。そして、議論が成立する。

ドイツが2001年に同性カップルのために生活パートナーシップを導入してから、まさにこのように進んでいったと評価できる。とりわけ、2005年から、婚姻と生活パートナーシップで当事者間の権利義務がほぼ同じとなったことから、「なぜ婚姻ではないのか」という問題は、より具体的なものとなった。

本稿で示したドイツの状況は、同性婚賛成派のサクセス・ストーリーのように見えるかもしれない。成功譚には、それに応じた敵役が必要となる。同性婚に反対する議員が何を考えているのかを紹介し、法学的な論拠以外に何があるのかを明らかにすることに意味がある。最後まで噛み合わないように見える議論が同性婚を考えるうえで重要である。

キリスト教の文化のもとにあるドイツの状況が日本にどのような示唆を与えるのか疑問視されるかもしれない。キリスト教的理解であるとしても、男女の婚姻を「伝統的な」婚姻の概念であるとする点では、日本と違いがない。伝統的婚姻概念の権威づけとしてキリスト教の教義が強調されていると捉えるべきであろう。社会の変化の中で伝統的婚姻概念を維持することができるのか。この問いは、日本においても妥当する。

日本では憲法24条1項が「両性の合意」という文言であることから同性婚が認められないという主張がある。そのような文言が基本法6条1項にないドイツにおいても、書かれていない当然の前提として、あるいは基本法起草者の見解として同性婚が認められず、基本法の変更が必要であるという主張があった。しかし、「男女は、完全に法的に平等で婚姻を締結する権利を有する」と憲法32条1

項で規定するスペインで同性婚は導入され、合憲とされている。同性婚に反対する立場は、憲法の文言という表面的な論拠ではなく、より根本的な部分、つまり伝統的な婚姻概念の理解という点を強調せざるを得なくなる。

その意味で、フランスのように政権交代にともなうドラステックな変化による同性婚導入が望めない日本において、保守のメルケル政権が継続するドイツで長く続いた議論の終結は参考となるのではないだろうか¹⁰¹。

注

- 1 渡邊泰彦「ドイツ生活パートナーシップ法の概観 (1) (2・完)」東北学院法学 65 号 (2006) 81 頁, 東北学院法学 66 号 (2007) 1 頁。2001 年法と 2004 年法の条文については, 同「生活パートナーシップ法条文仮訳」東北学院大学法学政治学研究所紀要 13 号 (2005) 113 頁を参照。
- 2 遺族年金などについては, 渡邊泰彦「ドイツ同性登録パートナーシップをめぐる連邦憲法裁判所判決 - 家族手当と遺族年金について」産大法学 43 巻 3・4 号 (2010) 409 頁を, 相続税などについては, 同「ドイツ同性登録パートナーシップをめぐる裁判例 - 退職年金と相続税について -」産大法学 45 巻 3・4 号 (2012) 111 頁を参照。
- 3 渡邊泰彦「同性婚による婚姻概念の変容 - ドイツ連邦議会法務・消費者保護委員会公聴会より -」同志社法学 68 巻 7 号 (2017) 527 頁を参照。
- 4 NJW 1993, 3085 = FamRZ 1993, 1419.
同決定については, 富田哲「なぜ婚姻は男と女でなければならないか - ドイツにおける最近の判例から -」行政社会論集 8 巻 4 号 228 頁以下 (1996) に紹介されている。
- 5 公聴会については, 渡邊・前掲同志社法学 68 巻 7 号を参照。
- 6 BGBl. I S.2787.
- 7 その他に, 民法では 1309 条 (外国人についての婚姻証明書) の規定も変更された。3 項が付け加えられた。
- 8 生活パートナーシップ法第 20 条 a 「2 人の生活パートナーが相互に自ら, 同時に出席して, 互いに婚姻を生涯にわたり行うことを望むことを宣言するときは, 生活パートナーシップは, 婚姻に転換する。宣言に条件又は期限を付すことはできない。宣言は, 身分登録官の前で行われたときは, 効力を生じる。」
- 9 身分登録法第 17 条 a (生活パートナーシップから婚姻への転換及びその認証)
生活パートナーは, その生活パートナーシップを婚姻へ転換する時に生活パートナーシップの存在を公的証書で証明しなければならない。
生活パートナーシップの婚姻への転換については, 第 11 条, 第 12 条第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 3 号まで並びに第 14 条から第 16 条までを準用する。
- 10 性別の変更については, 同性婚の回避を目的とした「婚姻していないこと」という要件 (旧 8 条 1 項 2 号) がすでに削除されているため, 同性婚の導入によって変化することはない。
- 11 各法案の内容, 公聴会での意見については, 渡邊・前掲同志社法学 68 巻 7 号 527 頁で紹介している。
- 12 Max Holscher und Annett Meiritz, Darum geht's bei der Ehe für alle, [online] Spiegel on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 13 BT-Drucks 18/7257, BT-Drucks 18/7375, BT-Drucks 18/9914, BT-Drucks 18/10227, BT-Drucks 18/12227.
- 14 Studie zu Einstellungen gegenüber Lesben, Schwulen und Bisexuellen, [online] Antidiskriminierungsstelle des

- Bundes am 12. 01. 2017 [retrieved on 2018-03-28].
- 同性愛者の状況に関するその他の質問項目については、"Gleiches Recht für jede Liebe. Themenjahr für sexuelle Vielfalt", [online] Antidiskriminierungsstelle des Bundes [retrieved on 2018-03-28].
- 15 Plenarprotokoll 18 / 155, 15274 (B) ~ 15276 (B).
 - 16 Politbarometer am 17. 02. 2017, [online] ZDF, [retrieved on 2018-03-28].
 - 17 Schulz zieht mit "Ehe für alle" - Forderung in Wahlkampf, [online] ARD [retrieved on 2018-03-28].
 - 18 SPD will "Ehe für alle" in Koalition durchsetzen, Spiegel on 2017-03-05, [retrieved on 2018-03-28].
 - 19 [Online] Zeit Campus, [retrieved on 2018-03-28]. (3分35秒ごろより)
 - 20 Plenarprotokoll 18/220, S. 22031 ff.
 - 21 カッコ内は、議事録のページを示す。
 - 22 ヴィンケルマイアー - ベッカー議員は、その他に、同性婚に反対する者が同性愛嫌悪者 (ホモフォビア)、差別主義者であるという主張は誤りであると主張した。
 - 23 前記オパーマン発言を考慮して、社民党に対して、婚姻と生活パートナーシップの2つの概念を維持することを呼びかけて、演説を終えている。
 - 24 Die Union hat kein Konzept gegen Schulz, [online] Weser-Kurier on 2017-03-11, [retrieved on 2018-03-28].
 - 25 Gesetzentwurf der Fraktion der SPD, [Online] SPD Bundestagesfraktion, [retrieved on 2018-03-28].
 - 26 Johannes Kahrs / Karl-Heinz Brunner, Öffnung der Ehe noch in dieser Legislaturperiode, [online] SPD Bundestagsfraktion on 2017-03-28, [retrieved on 2018-03-28]. R
これに先立つ、2017年3月22日に内閣は、男性同性愛者を処罰する刑法175条により有罪判決を受けた者に対する補償を認める法案を連邦議会に提出することを、マース (Heiko Maas) 法務大臣 (社民党) が主導して決定した。「1945年5月8日以後に合意による同性愛行為により有罪判決を受けた者の刑法上の名誉回復のための法律 (Gesetz zur strafrechtlichen Rehabilitierung der nach dem 8. Mai 1945 wegen einvernehmlicher homosexueller Handlungen verurteilten Personen (StrRehaHomG))」は、2017年7月17日に公布された (BGBl. I S.2243)
 - 27 Scheinheilige SPD, [online] Süddeutsche Zeitung on 2017-03-28, [retrieved on 2018-03-28].
 - 28 法案は、連邦政府により、連邦議会議員から、又は連邦参議院により、連邦議会に提出する。
 - 29 JZ 2017, 887 = NVwZ 2017, 1108 = DÖV 2017, 958.
 - 30 メルケル政権において、第1次内閣と第3次内閣で社民党が、第2次内閣では自民党が連立パートナーとなり政権に入っていたのに対して、緑の党はその前のシュレーダー政権における社民党との連立が終了してから、政権には参加していない。
 - 31 州レベルでは、2008年にハンブルク市で、2014年にヘッセン州でキリスト教民主同盟 (CDU) との連立 (黒緑政権) が成立した。これらでは首班はCDUから選出されていた。2016年にはバーデン・ヴュルテンベルク州では、連合90 / 緑の党のクレツシュマン (Kretschmann) を首班とする連立内閣が成立している。
 - 32 Annett Meiritz und Ann-Katrin Müller, Ehe für alle - darunter geht nichts, [online] Spiegel on 2017-06-17 [retrieved on 2018-03-28].
 - 33 ZEIT紙は、Beck議員の提案を「毒入りの贈り物」「時限爆弾」と表現した。Matthias Lohre, Und dann kam Volker Beck, [online] ZEIT on 2017-06-18 [retrieved on 2018-03-28].
 - 34 BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, Zukunft wird aus Mut gemacht. Bundestagswahlprogramm 2017, S. 123. f
 - 35 Wofür wir Verantwortung übernehmen wollen Zehn-Punkte-Plan für Grünes Regieren, [online] Bündnis 90/Grüne, [retrieved on 2018-03-28].
 - 36 Katrin Göring - Eckhardt, Wahlprogramm der Grünen : Jede Liebe zählt, [online] ZEIT on 2017

- 06-20[retrieved on 2018-03-28].
- 37 同性婚の可否について連立政権ではユニオンは反対、社民党は賛成と両党の考えに違いがあった。双方の考え方の妥協として、法務・消費者問題委員会では、同性婚法案を廃案にせず、可決もしないために審議の必要があるとして議決を延期してきた。
- 38 Homo-Ehe: Mehrheit der Deutschen für gleichgeschlechtliche Heirat, [online] Yougov, [retrieved on 2018-03-28].
- 39 Politbarometer: Deutliche Mehrheit für die Homo-Ehe, [online] ZDF mediatek, [retrieved on 2018-03-28]. 2018年6月24日まで視聴可能。
上記 URL では、「同性生活パートナーシップ：婚姻と法的に平等？」という質問で記載されているが、放送では本文中の質問が使用されていた。
- 40 同性生活共同体に関する質問と同時期に調査された「次の日曜日が実際に連邦議会総選挙であるならば…」という質問に対する各党の支持率を記載。
- 41 Auch Unionsanhänger mehrheitlich für die Ehe für alle, [online] Der Tagesspiegel on 2017-06-29, [retrieved on 2018-03-28].
- 42 Es ist Zeit für mehr Gerechtigkeit Zukunft sichern, Europa stärken - Leitantrag des SPD-Parteivorstandes zum außerordentlichen Bundesparteitag on 2017-06-25, [online] SPD Bundestagsfraktion, [retrieved on 2018-03-28].
- 43 A. a. O., S. 52 f.
- 44 SPD, Anträge zum außerordentlichen Bundesparteitag 2017, S. 92. f.
- 45 [Online] Rheinischen Post on 2017-06-23 [retrieved on 2018-03-28].
- 46 Auch Maas macht Ehe-Öffnung zur Koalitionsbedingung, [Online] Queer. de on. 2017-06-24, [retrieved on 2018-03-28].
- 47 Koalitionsvertrag für NordRhein – Westfalen 2017- 2022, [retrieved on 2018-03-28].
- 48 FDP macht „Ehe für alle“ zur Koalitionsbedingung, [online] WAZ on 2017-06-24, [retrieved on 2018-03-28].
- 49 Seehofer: Ehe für alle sollte keine Koalitionsbedingung sein, [online] Die ZEIT on 2017-06-26, [retrieved on 2018-03-28].
- 50 Seehofer: Ehe für alle aus Parteipolitik heraushalten, [online] Queer.de on 2017-06-26, [retrieved on 2018-03-28].
- 51 このインタビューについては、Brigitte の Facebook で視聴することができる (<URL : <https://www.facebook.com/Brigitte/videos/10158898840140092/> >)。1時間20分頃から同性婚に関する質問が始まる。YouTube では同性婚に関する部分のみに編集した動画もある。
- 52 SPD will noch diese Woche über Ehe für alle abstimmen lassen, Die ZEIT on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 53 Die ZEIT 2017-06-27.
- 54 Ehe für alle: SPD kündigt Bundestags-Abstimmung noch in dieser Woche an, [online] Queer.de on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 55 Ehe für alle Parteien begrüßen Merkels Kursschwenk, [online] FAZ on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 56 Schulz will Abstimmung über Ehe für alle im Bundestag, [online] Spiegel on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 57 近年で党議拘束が外された法案には安楽死と胚保護法がある。

- 58 Merkel gibt Abstimmung über Ehe für alle in Unionsfraktion frei, [online] FAZ. on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 59 Merkel gibt Abstimmung über Ehe für alle in Unionsfraktion frei, [online] FAZ on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 60 Das sagen die Gegner der Ehe für alle, [online] Spiegel on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 61 So reagiert die Kirche auf die “Ehe für alle”, [online] Katholisch.de on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 62 Warum ich als Konservativer für die Ehe für alle bin, [online] Spiegel on 2017-06-29, [retrieved on 2018-03-28].
- 本稿で引用した内容のほか、基本法 6 条 1 項と婚姻の関係、縁組の問題、平等についても述べている。
- 63 “Ehe für alle”: Vorstoß von Kanzlerin Merkel war Ergebnis langer Überlegungen, [online] Focus on 2017-06-28, [retrieved on 2018-03-28].
- 64 党首、幹事長、副党首など党要職者のほか、党員である首相、連邦議会正副議長などで構成されるキリスト教民主同盟の最高執行機関。
- 65 BT- Drucks. 18 / 12989.
- 66 Bundestag stimmt über Ehe für alle ab, [online] Spiegel on 2017-06-28, [retrieved on 2018-03-28].
- 67 Spiegel 28. Juni 2017, a. a. O.
- 68 Streit um Ehe für alle „traurig“ und „völlig unnötig“, [online] Wirtschafts Woche on 2017-06-28, [retrieved on 2018-03-28].
- 69 Unionspolitiker prüfen rechtliche Schritte gegen Ehe für alle, [online] Tagesspiegel on 2017-06-29, [retrieved on 2018-03-28].
- 70 Wie die Ehe für alle Union und SPD entzweit, [online] Augsburger Allgemeine on 2017-06-28, [retrieved on 2018-03-28].
- 71 Tagesspiegel 29. 06. 2017, a. a. O.
- 72 Unionspolitiker prüfen rechtliche Schritte gegen Ehe für alle, [online] Tagesspiegel on 2017-06-29, [retrieved on 2018-03-28].
- 73 Katholische Kirche warnt vor Ehe für alle, [online] Spiegel on 2017-06-28, [retrieved on 2018-03-28].
- 74 登壇順に、オパーマン (Thomas Oppermann) [社民党 : 連邦議会議長], バルチュ (Dietmar Bartsch) [左翼党 : 連邦議会議長], カウダー (Volker Kauder) [CDU / CSU : 連邦議会議長], ゲーリング-エックアルト (Katrin Göring - Eckardt) [連合 90 / 緑の党 : 連邦議会議長], ヘクル (Eva Högl) [社民党], ペットゾルト (Harald Petzold) [左翼党], シュタインバッハ (Erika Steinbach) [無所属 (元 CDU)], ルクツァク (Jan - Marco Luczak) [CDU / CSU], ベック (Volker Beck) [連合 90 / 緑の党], カールス (Johannes Kahrs) [社民党], ハッセルフェルト (Gerda Hasselfeldt) [CDU / CSU], ブルナー (Karl - Heinz Brunner) [社民党] の各議員。
- 75 Plenarprotokoll 18 /244, S. 25117 C.
- 76 Vgl. “Ehe für alle”-Abstimmung im Ticker: Bundestag stimmt dafür - Merkel dagegen, [online] Focus on 2017-06-30, [retrieved on 2018-03-28].
- 77 Seehofer gegen „Ehe für alle“, aber für Adoptionsrecht, [online] FAZ on 2017-06-30, [retrieved on 2018-03-28].
- 78 RdSchr. d. BMI v. 28.7.2017 - V II 1 - 20103/48#4 -, [online] Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat on 2017-07-28, [retrieved on 2018-03-28].

- 79 “Ehe für alle”: Die ersten gleichgeschlechtlichen Mainzer Paare haben geheiratet, [online] Allgemeine Zeitung on 2017-10-05, [retrieved on 2018-03-28].
- 80 キリスト教民主同盟が与党である州は7つあるが、連立政権であるため、申し立てで合意することは、連邦政府と同様に不可能であった。
- 81 Dieter Hipp, Sie wollen klagen - aber sie können nicht, [online] Spiegel on 2017-07-03, [retrieved on 2018-03-28].
- 82 Ex-Verfassungsrichter hält Ehe für alle für grundgesetzwidrig, [online] Spiegel on 2017-06-30, [retrieved on 2018-03-28].
- 83 Ehe für alle: Kauder rechnet mit Verfassungsklage, [online] Die ZEIT on 2017-07-01, [retrieved on 2018-03-28].
そのほかに、カウダー議員は、議決に向けての一連の動きが社民党、左翼党、緑の党の連携（赤赤緑）となることへの警戒を示した。
- 84 Ehe für alle: Könnte eine Klage gegen die Ehe für alle erfolgreich sein?, [online] Die Zeit on 2017-07-02, [retrieved on 2018-03-28].
- 85 Ehe für alle: Horst Seehofer erwägt Klage vor dem Verfassungsgericht, [online] Rheinischen Post on 2017-07-04, [retrieved on 2018-03-28].
- 86 Bayern prüft Klage gegen Ehe für alle, [online] Mittelbayerische on 2017-07-04, [retrieved on 2018-03-28].
- 87 AfD will gegen „Ehe für alle“ klagen, [online] Bild am Sonntag on 2017-07-01, [retrieved on 2018-03-28].
- 88 2017年総選挙で連邦議会に進出しても、50議席程度しか獲得できないと予想され、単独で抽象的規範統制の申し立てをすることは、現実には考えられないと指摘されていた。Hipp, a. a. O. (Spiegel).
- 89 Die ZEIT am 01.07.2017, a. a. O.
- 90 Die ZEIT am 01.07.2017, a. a. O.
- 91 Verfassungsklagen: Kritikern der „Ehe für alle“ droht juristische Schlappe, [online] Handelsblatt on 2017-07-01, [retrieved on 2018-03-28].
- 92 Das sagt das Grundgesetz zur Ehe für alle, [online] Rheinischen Post on 2017-07-01, [retrieved on 2018-03-28].
- 93 Bayern beauftragt Rechtsgutachten zur Ehe für alle, [online] Queer.de on 2017-09-05, [retrieved on 2018-03-28].
- 94 Ferdinand Wollenschläger, „Rechtsgutachten für die Bayerische Staatsregierung zur Frage der verfassungsrechtlichen Bewertung des Gesetzes zur Einführung des Rechts auf Eheschließung für Personen gleichen Geschlechts“, [online] Bayerische Staatsregierung, [retrieved on 2018-03-28].
- 95 Dagmar Coester-Waltjen, „Rechtsvergleichendes Gutachten über die Einführung der gleichgeschlechtlichen Ehe in ausgewählten Rechtsordnungen“, [online] Bayerische Staatsregierung, [retrieved on 2018-03-28].
- 96 EHE FÜR ALLE : Bayerns Klage in Karlsruhe wohl aussichtslos, [online] FAZ on 2018-03-06, [retrieved on 2018-03-28].
- 97 Stefan Kuzmany, Und sie bewegen sich doch, [online] Spiegel on 2017-06-27, [retrieved on 2018-03-28].
- 98 Kuzmany, a. a. O.
- 99 Große Mehrheit für “Ehe für alle”, [online] Stern on 2017-07-05, [retrieved on 2018-03-28].
同性婚に最も真剣に打ち込んだ党として、32%が緑の党、20%が社民党、7%が左翼党。5%がユニオン、2%が自民党と答えている。
- 100 Über 1.000 Ehe-Schließungen unter Schwulen und Lesben in Berlin, [online] Queer.de on 2018-03-30

[retrieved on 2018-03-31].

- 101 ドイツにおける法学的議論について簡略にまとめたものとして, Friederike Wapler, Die Frage der Verfassungsmäßigkeit der Öffnung der Ehe für gleichgeschlechtliche Paare, [online] Friedrich - Erbert - Stiftung, [retrieved on 2018-03-28]. 2015年9月28日に連邦議会法務委員会で開催された公聴会における同性婚への賛否の論拠については, 渡邊・前掲同志社法学 68巻7号を参照。

Same – sex marriage in Germany – Die Wahl für die Wahl? –

Yasuhiko WATANABE

Abstract

Germany introduced same-sex marriage on 1 October 2017. Same sex partners were allowed to enter into registered partnership since 2001, but conservative party (CDU/CSU) and Prime Minister Merkel refused marriage for all. There was no hope until mid – June that the same – sex marriage law would be passed in parliament. This situation changed sharply only in one week.

This paper shows the background of the rapidly change from politician’s reactions and remarks in newspapers, magazines and parliament the Diet Record.

Keywords : same-sex marriage, marriage for all, Germany, SOGI, LGBT